

## 第三七回

### 参第一号

国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律（案）

- 1 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十六条から第七十九条まで、第六章中保険料に関する部分及び附則第二条の規定は、同法附則第一条ただし書の規定にかかわらず、その施行を延期し、別に法律で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に施行されている国民年金法の規定は、同法第五十七条又は第八十条から第八十二条までの規定により支給する福祉年金に係る規定を除き、その施行を停止し、別に法律で定める日から再施行する。
- 3 第一項の規定によりその施行を延期した国民年金法の規定の施行及び前項の規定によりその施行を停止した国民年金法の規定の再施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

諸般の事情にかんがみ、国民年金法は、福祉年金の特別の支給に係る規定を除いて、別に法律で定める日までその実施を見合わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。